

告示

埼玉県告示第百八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

平成三十年二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

平成三十年二月六日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
正光建築設計事務所	埼玉県北葛飾郡松伏町田中二―二―八	中村光利	一級建築士事務所	埼玉県知事登録（九）第六七八号
桜井設計工房	埼玉県川越市並木八十八―十	桜井健司	一級建築士事務所	埼玉県知事登録（七）第一七一二号

三 処分の内容

事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の開設者が建築士法第十条第一項の規定により免許取消処分を受けたため